

ふるさと納税庁内調整会議設置要綱

(設 置)

第1条 ふるさと納税に関し、寄附金を効果的に活用するため、ふるさと納税庁内調整会議（以下「会議」とする。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) ふるさと納税に関する寄附金の充当事業に関すること。
- (2) ふるさと納税に関する寄附金を優先的に集める事業の決定に関すること。
- (3) その他ふるさと納税に係る重要な事項の決定に関すること。

(組 織)

第3条 会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 会議に議長及び副議長を置き、議長は岩崎副市長を、副議長は北田副市長をもって充てる。

(職 務)

第4条 議長は会務を総理する。

2 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、議長が必要に応じ招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に別表第1に掲げる者以外の者を出席させることができる。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、財務局財務総括室財政課が行う。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年7月12日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年10月6日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長	岩崎副市長 北田副市長
政策局	政策局長
財務局	財務局長
産業文化局	産業文化局長
健康福祉局	健康福祉局長
土木局	土木局長
教育委員会	両教育次長